

事務所だより

第200号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

治療と仕事の両立支援（Ｑ1）

改正労働施策総合推進法 （令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になりました。事業者に対して、病気等の治療をしながら働くことを希望する人が働き続けられる職場の環境整備が必要な両立支援の措置を講ずることが求められています。

そこで、どのような取組を行えば治療と仕事の両立を支援できるのか、『治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）』を踏まえて、その支援に当たっての留意事項や準備事項、支援の進め方について厚生労働省関連のホームページ『治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト 治療と仕事の両立支援ナビ』を基にご紹介します。

治療と仕事の両立支援の基礎知識

まずは、治療と仕事の両立支援に関する疑問を解消していきます。

「Ｑ1」そもそも治療と仕事の両立とは、どのようなことでしょうか。

「A1」病気を抱えながらも、働く意欲や能力のある労働者が、仕事を理由として治療機

会を逃すことなく、また、治療を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就業を続けられることです。

「Ｑ2」治療と仕事の両立支援の努力義務化にどう対応すればいいですか。

「A2」「治療と就業の両立支援指針」を基に取り組みましょう。指針には、両立支援における留意事項や取組内容について記載されています。

「Ｑ3」社内で説明したいので、治療と仕事の両立が必要な背景を教えてください。

「A3」高齢者の就労の増加等を背景に、何らかの病気により通院しながら働く労働者の割合は年々上昇しています。どの職場においても、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面がさらに増えることが予想されます。

一方で、医療技術の進歩等により、かつては不治の病とされた病気でも、長く付き合う病気に変わっています。労働者が病気になることからいって、すぐに離職しなければならぬ状況ではなくなっています。

このため、病気になる従業員が、治療を行いながら働き続けることができるよう、職場において支援に取り組む

ことが求められます。

「Ｑ4」治療と仕事の両立支援を行うことは、企業にとつてどのような意義や効果がありますか。

「A4」事業主にとって治療と仕事の両立に取り組むことは、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上、両立支援の充実が取組の一要素を構成する健康経営の実現、多様な人材の活用による組織や事業の活性化、組織としての社会的責任の実現、ワーク・ライフ・バランスの実現といった意義があります。

全ての事業主の方へ

令和8年4月から

病気を抱える労働者の治療と就業の両立支援が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。

病気を抱える労働者の状況

がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは

大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義

労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

厚生労働省 都道府県労働局 健康（安全）課

指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

治療と就業の両立支援指針

- 留意事項
 - 労働者本人の申出
 - 労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解
 - 個人情報保護
- 両立支援を行うための環境整備
 - トップの方針表明
 - 研修等を通じた意識啓発
 - 相談窓口の明確化・社内での支援体制の整備
 - 休暇制度・勤務制度の整備（例：時間単位の有給休暇、病欠休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務等）
- 個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業界等と連携した支援フロー

両立支援ナビをチェック

厚生労働省の運営するポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」では、指針に沿った取組の実践例がイラスト・企業の実践事例など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。

両立支援コーディネーター

社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料を受けることができますので、人事労務担当者や産業界スタッフを受講させるといでしょう。

専門スタッフの支援を活用

都道府県産業保健総合支援センターでは、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、研修、相談、事業主への訪問による制度導入支援、事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援等支援が無料で受けられます。

地域の支援情報

都道府県労働局に設置されている「地域両立支援推進チーム」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、両立支援のイベントの実施、事業主等が活用可能な地域における支援事業の情報提供等を行っています。

（令和8年2月）

労働保険 年度更新

令和8年度の労働保険年度更新期間（6月1日（月）から7月10日（金））を迎えました。

○労働保険の年度更新とは

労働保険の年度更新とは、労働保険料（労災保険料と雇用保険料）の申告から納付までの一連の手続きで、毎年度行うことから「年度更新」といいます。

労働保険料の申告にかかる年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。この1年間を「保険年度」といい、労働保険の年度更新は保険年度を単位として行います。

○労働保険料の概算・確定

保険年度を単位として1年分の保険料を概算で申告し、納付します。この保険料を「概算保険料」といい、毎年原則として7月10日までに納付します。そして保険年度が終了したところで、労働者に支払った賃金の総額から労働保険料を確定させ、あらためて概算保険料との差額（過不足）を精算します。この確定

した保険料のことを「確定保険料」といいます。

事業開始初年度に労働者に支払う賃金総額の概算額をもとに当年度の労働保険料を算出し、前払いの形で納付します。次に、事業開始初年度が終了した3月までの賃金支払総額（同年の3月31日までに支払いが確定しているが、実際の支払いは同年4月1日以降になる場合も含みます。）によって確定した労働保険料を算出し、清算します。同時に次年度の概算保険料を算出し、前払いで納付します。これが労働保険料の年度更新です。過不足があれば、次年度の労働保険料に不足額として加算するか、充当するということになります。

○労働保険料の計算方法

① 労災保険料

確定保険料の計算は、保険年度において、アルバイトやパートタイマー等を含むすべての労働者に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた労災保険率を乗じて算定します。概算保険料の計

算は、すべての労働者に支払われる賃金総額を予想して計算しますが、前年度に支払った賃金総額の2分の1以上、2倍以下であると見込まれる場合は、前年度の賃金総額をそのまま使用してよいことになっていきます。

② 雇用保険料

確定保険料の計算は、保険年度において、雇用保険の被保険者である労働者に支払われる賃金の総額にその事業ごとに定められた雇用保険率を乗じて算定します。

概算保険料の計算は、労災保険料と同様に、前年度に支払った賃金総額の2分の1以上、2倍以下であると見込まれる場合は、前年度の賃金総額をそのまま使用してよいことになっていきます。

○労働保険の電子申請

電子申請が義務づけられている事業場（※1）は、今年度（令和8年度）の年度更新から申告書の送付がなくなり、代わりに、電子申請に必要な情報が記載された通知書等（※2）が定形郵便サイスの茶封筒で送付されます。

なお、年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働

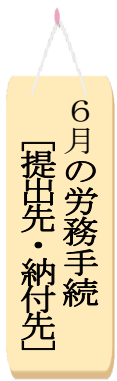
基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けていて、直接窓口へ出向くことなく申告することができま

す。（※1）電子申請が義務付けられている法人

- ・ 資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- ・ 相互会社（保険業法）
- ・ 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- ・ 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

（※2）同封される書類

- ・ 納付書（領収済通知書）
- ・ 労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告 電子申請情報通知書
- ・ 労災保険率決定通知書
- ・ 労働保険年度更新に関する各種外部委託事業や、電子申請の方法等の案内を記載したリーフレット



1日（～7月10日）

○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出

「都道府県労働局または労働基準監督署」

10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

30日

○健保・厚年保険料の納付

「郵政局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

事務所だより200号の発行を迎えることができました。記念特大号（A3）を発行しようかと意気込みましたが、締切りに間に合わず従来のA4です。ご一読いただければ幸いです。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.co
URL http://k-fujita-sr.com